

平成22年第9回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成22年11月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成22年12月3日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 矢ヶ崎 紀 男
 - 2番 前 田 親 人
 - 3番 三 堀 善 業
 - 4番 中 谷 道 文
 - 5番 中 村 守 夫
 - 6番 永 原 良 子
 - 7番 船 木 善 司
 - 8番 岩 田 清
 - 9番 根 橋 俊 夫
 - 10番 成 瀬 恵津子
 - 11番 宮 下 敏 夫
 - 12番 宇 治 徳 庚
 - 13番 山 岸 忠 幸
 - 14番 篠 平 良 平
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 辰野町旭町介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について
 - 日程第4 議案第2号 辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第3号 辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第4号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第5号 町立辰野総合病院料金条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第6号 損害賠償の額の決定について
 - 日程第9 議案第7号 平成22年度辰野町一般会計補正予算(第6号)
 - 日程第10 議案第8号 平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第11 議案第9号 平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第12 議案第10号 平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)

- 日程第13 議案第11号 平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第14 議案第12号 平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第15 議案第13号 平成22年度町立辰野総合病院事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第16 議案第14号 平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第17 議案第15号 平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第18 議案第16号 平成22年度辰野町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第19 議案第17号 辰野町第五次総合計画について
- 日程第20 議案第18号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第19号 湖北行政事務組合格約の一部を変更する規約について
- 日程第22 議案第20号 上伊那広域連合格約の一部を変更する規約について
- 日程第23 議案第21号 土地の取得について
- 日程第24 議案第22号 平成22年度新町保育園建設工事(建築主体)請負契約の変更について
- 日程第25 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第26 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	松尾 一利
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	増沢 秀行
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	金子 文武
教育次長	林 一昭	病院事務長	荻原 憲夫
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	赤羽 守
両小野国保診療所 事務長	向山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康彦

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 9 番 根 橋 俊 夫

議席 第 10 番 成 瀬 恵 津 子

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。これまで比較的暖かな日が続いておりましたが12月に入りこれから本格的な冬の訪れとともに、冬支度に何かと慌ただしい時期を迎えています。国政では相変わらず与野党の足の引っ張り合いの議論が続いており、日本経済は復調の兆しが見えるとはいえ依然として経済雇用情勢は厳しい状況の中、師走の風がなお一層身にしみる気がします。今年最後となります12月議会、議員の皆さんにおかれましては町民の福祉増進のため、適正かつ慎重な審議をされますようお願い申し上げます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第9回辰野町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告としお手元に配付してありますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、予めお手元に配付したとおりであります。第9回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。ご挨拶を申し上げます。本日ここに第9回辰野町議会12月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走を迎え何かとご多忙の中ご出席を賜り感謝申し上げます。本年は寒さの厳しい年明けに始まり、記録的な猛暑の夏となりましたが、心配されたゲリラ豪雨や台風による大きな災害もなく、このまま穏やかな新年を迎えられることを望むところでございます。景気は足踏み状態が続き、大卒者の就職内定率は過去最低の57.6%に留まるなど、デフレの影響や雇用情勢の悪化が懸念される状況であり、内閣府は11月29日発表の地域経済動向の中で生産や個人消費の減少を踏まえ、景気判断を下向きに修正いたしま

した。内需拡大策では景気の回復の効果は薄く、新成長戦略に基づき関税を撤廃し貿易の自由化を目指す、いわゆるTPPへの参加についても前向きな姿勢を示しました。しかしこのことは当町でも有害鳥獣対策に苦慮しながら農地を守っていただいているところでございますが、農産物の価格の低迷に加え中山間地の農林業に壊滅的な打撃をもたらすような重大な政策変更でもあります。食料・木材供給率の目標達成や戸別所得保障制度との整合性も不透明であり、なおまた国力を計る食糧自給率を40%から14%ぐらいまで引き下げることにもなり、地方の振興を見据えた慎重な議論を強く求めるところであります。

さて、本年度の主な事業の進捗状況を申し上げます。まちづくり事業に関しましては、来年度を初年とする第五次総合計画の策定を進めてきたところであります。今春には8箇所において住民懇談会を開催し、まちづくり委員会からの提言等も踏まえ5回にわたる基本構想審議会の協議を経て計画がまとまり、今議会へ上程させていただくことになったわけでありまして、福祉関係の介護予防センター整備事業に関しましては、先月19日には今年度4箇所目となる平出旭町介護予防センターが竣工となり、今までに8地区の建設が終わりました。今後は宮木中央地区介護予防センター、図書館世代間交流施設に着手してまいりたいと思っております。元気な高齢社会の構築に向けた地域のよりどころとなり、多様な形態で大いに活用されることを期待するところであります。次に生活環境に係る環境にやさしいエネルギー推進に関しましては、住宅向け太陽光発電システムの設置補助件数が32件に達し、ここで補助金の補正をお願いし一層の普及に勧めてまいりたいと思っております。また事業所にありましては春日電機株式会社が、国の「新エネルギー等導入加速化支援対策事業」に取り組んでいただきました。50kwの発電施設が年明けには稼働する予定でありまして、環境を守るための意識啓発に一役買っていただける筈であります。教育関係であります。新町保育園建設工事及び西天線の道路改良工事も順調に進捗し、暮れには保育園は上棟の予定となります。来春の開園が待たれるところであります。また学校にありましては中学校の耐震化工事が完了し、来年度は東小学校、南小学校の耐震化を進めたいと思っております。次に観光事業にありましては中部北陸自然歩道に関連する整備が進めておりまして、しだれ栗森林公園のトイレ道路の補修は完了し、東屋の設置、ライブカメラの設置等を計画しているところであります。荒神山公園にも11月27日には本年も冬のホタルイルミネーションに灯りがとも

り幻想的な演出をしていただいておりますが、今年は「たつの海」が農林水産省農村振興局の「全国ため池 100 選」に選ばれました。沢底川からの送水管の敷設工事も暮れまでには竣工する運びであり、四季を感じられる公園整備に取り組んでまいりたいと思っております。建設事業におきましては、長年の悲願でありました国道 153 号線徳本水バイパス事業が曲折を経て平成17年の着手から、総事業費 9 億 5,000 万余が投入され 2 基の橋梁が完成し、この度開通の運びとなります。交通事故の多発地域や積雪時の渋滞の障害箇所として、また平成18年には水害により崩落するなど、長年に渡り改修を強く待望していた場所でもあります。国・県・地元の皆さんをはじめ、地主の方々や関係者の皆さん方の長年に亘る深いご理解と、ご尽力、ご強力に厚くお礼を申し上げます次第であります。いよいよ23年度の予算編成の時期を迎えました。町税等の減収が必至の限られた財源の中で、国のデフレ脱却を含めた経済対策や「元気な日本復活特別枠」等の施策の動向に注意しながら、また注視しながら、病院建設事業や学校の耐震化事業等優先順位を良く見極めながら、第五次総合計画初年度にふさわしい予算編成に取り組んでまいりたいと思っております。議員各位のいっそうのご理解、ご協力をお願い申し上げます次第であります。

さて今定例議会に提案する議案は辰野町旭町介護予防センター、けやきの里の設置及び管理に関する条例の制定、辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例など条例関係 5 件、辰野町一般会計補正予算など各特別会計補正予算10件、損害賠償の額の決定、辰野町第五次総合計画、公の施設の指定管理者の指定、上伊那広域連合規約の変更など合わせて23議案であります。提案時、それぞれご説明申し上げますので慎重審議をいただき原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例議会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により議席 9 番根橋俊夫議員、議席10番成瀬恵津子議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長

皆さんおはようございます。去る11月25日議会運営委員会を開催し、平成22年第

9 回辰野町議会12月定例会の会期日程並びに審議案件につきまして協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月25日辰野町告示第60号によって辰野町長より12月定例会を12月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと12月定例会の会期日程並びに審議案件など、議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から12月17日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号辰野町旭町介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第1号辰野町旭町介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。平出旭町地区における高齢者を対象とした介護予防事業、高齢者等の交流を深める拠点として設置いたしました辰野町旭町介護予防センターを地方自治法第244条の2の規定に基づき、辰野町旭町介護予防センターの設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題に

ついて質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については会議規則第37条の規定により、社会福祉教育常任委員会に付託したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第4、議案第2号辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例について議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第2号辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。住民基本台帳カードを利用して、民間事業者が設置する多機能端末機から住民票の写し及び印鑑証明書を交付するサービスを提供することに伴い、関係する町条例の一部を改正したいものでございます。この改正は平成23年2月上旬より全国のセブンイレブンの多機能端末機で住民票、印鑑証明の交付ができるようにするものでありまして、1条では辰野町住民カード条例、2条では辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例、3条では辰野町手数料条例のそれぞれ一部改正をお願いするものでございます。最初に第1条辰野町住民カード条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例中、第2条につきましては用語の定義でございまして3号を繰り下げ4号とし、新たに3号に財団法人地方自治情報センターと契約をした民間事業者が設置した証明書交付機能を有した端末機を加えるものでございます。これはセブンイレブンに設置のマルチコピー機のことでございます。第3条につきましては利用目的でありまして、前条3号が加わったことによる4号への繰り下がりとなり1号、2号にそれぞれ多機能端末機を加えるものでございます。次に第2条辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。第9条印鑑登録証明書の交付でございしますが、現在の自動交付機に「多機能端末機」を加えるものでございます。次に第3条辰野町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。辰野町手数料条例の別表第8に規程する、その他の

証明等に関するもののうち、20の印鑑に関する証明では多機能端末機による交付を1件につき250円としたいため、窓口及び自動交付機の300円とは分けた表示としたものでございます。また28の住民票、戸籍附表の謄本又は抄本の交付につきましては今回の多機能端末機での交付は、当面戸籍に関する交付はできないことから住民票のみの交付とし、印鑑に関する証明同様多機能端末機交付による交付を250円とする分けた表示とし、29に戸籍附表の謄本または抄本の交付を繰り下げいたしました。これにより従前の29、地縁団体に関する証明以降すべて一つずつ繰り下がるものでございます。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第5、議案第3号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第3号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。老人保健法の改題が行われましたが条例整備が遅れておりましたので、今回整備するものであります。辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中「老人保健法」を題名変更に伴い「高齢者の医療の確保に関する法律」に「老人訪問看護事業」を老人という言葉が使われなくなり「指定訪問看護事業」に「規定する訪問看護事業」を「規定する指定訪問看護事業」に改めるものであります。「指定居宅サービスである訪問看護事業」の次に「及び同法第53条に規定する指定介護予防サービスである介護予防訪問看護事業」を加えるものであります。第2条中「老人訪問看護事業、」を削る。老人という言葉を削るものであります。第4条第1項中「老人保健法」を改題に伴いまして「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同条第2項第1号中「。以下「費用算定の基準」という。」を削り、とありますが括弧を削ることにより第19号による算定した額とするものであります。19号は訪問看護のことです。続きまして同条同項第2号中「費用算定の基準」を「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）」に改めるものであります。20号は介護

予防サービス費であります。続きまして「居宅支援サービス費」を「、介護予防サービス費」に改める。附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、提案説明を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第3号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第4号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明を申し上げます。県営住宅泉水団地が町に移管されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。名称は泉水団地としまして、このため現在辰野病院下にあります町営の泉水団地1戸でございますが、名称がダブる関係もございまして宮木下町団地に名称を変更します。今回、移管される泉水団地の概要でございますが敷地面積は4,936.24㎡、建物は6棟、管理個数は32戸です。土地、建物とも無償で譲渡を受けます。譲渡期日は平成23年1月1日です。

以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号町立辰野総合病院料金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第5号町立辰野総合病院料金条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。訪問看護事業に関する条例と同じであります。老人保健法の改題が行われましたが条例整備が遅れており今回整備するものであります。町立辰野総合病院料金条例の一部を次のように改正する。第3条第1項を次のように改める。料金の額は健康保険法第76条は診療報酬にすることあります。第85条は入院時食事療養費のことあります。それを高齢者の医療の確保に関する法令に変わるものであります。従来は病院に関する費用の算定方法、別表第1以下診療報酬点数表と記されていたものを、第76条第85条と改正するものであります。括弧書き同法第149条は日雇い被保険者の条項であります。または高齢者の医療の確保に関する法律は老人保健法が改題になったものであります。第71条は診療報酬及び第74条は入院時食事療養費であります。第71条及び第74条の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法及び費用の額の算定に関する基準により、算定した額は介護保健法第41条、第51条の規定に基づき算定した額とするものであります。41条は訪問リハビリテーション、53条は介護予防リハビリテーションの条項であります。ただし以降の同条内における変更はありません。続きまして別表第3条中ありますがテレビ、電気毛布、せん風機を実費、その3つがあったわけありますが電気毛布せん風機の電気使用量を削除し、テレビのみ残すものであります。780円を実費に改めるものであります。780円はオムツ代であります。オムツ代につきましてはサイズによりそれぞれ格差があったため実費に求めると改めるものであります。この条例は平成23年1月1日から施工する。

以上、提案説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（9番）

質問をしたいと思いますが、まず別表の関係ですけれども電気毛布、せん風機は今回削除ということなんですけれども、これは今後はこれ借りられないようになるのかっていう1点、そのへんの理由をお聞きしたいと思います。それから今のオムツ代の780円なんですけれども、これ実費ということですが実際は負担は増えるのか減るのかそのへんをお聞きしたいと思います。

○辰野病院事務長

電気毛布、せん風機につきましては療養環境に関することは徴収してはいけないようでありまして、これが条例に載っておったため徴収はしておりませんでしたけれども条例から落とすものであります。それからオムツ代780円につきましてはサイズがそれぞれ細かに分かれておりまして大変なんですけど、1日780円でしているのをそれぞれ実際に使用した枚数でカウントするものでありますけど、1枚が100円とか150円とか170円とかそれぞれ単価的に違ってきておりますのでこの場で何とも言えませんが780円を超えないものとは考えております。

○議長

よろしいですか。

○根橋（9番）

はい。

○議長

ほかにございませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号町立辰野総合病院料金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、議案第 6 号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

損害賠償の額の決定について提案するにあたり、提案理由を説明申し上げます。長野地方裁判所飯田支部継続、平成21年損害賠償請求事件について和解による和解金の額を次のとおり決定するという通知であります。平成22年12月3日提出、辰野町長矢ヶ崎克彦、支払和解金額 9,000 万円。相手方、上伊那在住、幼児ほか 2 名の連名、両親であります。提案理由を申し上げます。本事件は平成16年 8 月、辰野病院での出産において重篤な新生児仮死状態で生まれ、障がいを持つに至ったのは分娩児の対応に不備があったと主張する損害賠償請求事件であります。重篤な障がいを持つに至り今後ともその介護、生活に不安を抱えることを重く鑑み、裁判を長引かせることはこちら側としても本意ではなく、また相手側が後遺障がいに苦しんでいることも真摯に受け止め今回和解することとなりました。また原告からの匿名化を図ってもらいたい旨の要望もあり、氏名表記せずの提案に対しましてもご理解をお願いいたします。事務長より概略説明いたさせますがご審議いただき原案可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○辰野病院事務長

それでは町長の提案説明と重複する部分もあるかと思いますが概略を説明申し上げます。本事件は上伊那在住、町長の説明のとおりであります。幼児、その法定代理人たる両親であります。医療訴訟損害賠償事件であり、提訴時の損害賠償請求額は 1 億 6,733 万 6,457 円。貼付された印紙の額であります。52万 4,000 円です。平成20年 1 月長野地方裁判所伊那支部において受理、その後平成21年 5 月伊那支部から飯田支部へ回付されたものであります。概略は平成16年 8 月辰野病院での出産において重篤な新生児仮死状態で生まれ、障がいを持ったのは分娩時に対応に不備があったとする損害賠償事件であります。当方としましては結果として重篤な障がいを持つに至ったことに対しましては大変残念であり、心よりお見舞いを申し上げます。ただ医師 2 名は他の患者の手術中でもありお産が重複していた中で医師たちは最善の対応をしてきており、また分娩時経過についても説明

もしてきたわけでありますが、医師はじめ関係職員により説明を行ってきたところ
ありますが、重篤な障がいを持つに至りさきほど町長が説明したとおりでありま
すが今後ともその介護、生活に不安を抱えることを重く鑑み裁判を長引かせることは
こちら側としても本意ではなく、また相手側が後遺障がいに苦しんでいることも真
摯に受け止め、今回和解することになりました。原告のその後の請求がないこと、
また医療安全の向上と情報発信に努めていくこととしています。また原告からの匿
名化を図ってもらいたい旨は町長の申し上げたとおりであります。なお和解金の支
払いにつきましては高額でもあり、町が加入する保険会社の方から直接原告指定の
口座に振り込むよう進めておるところであります。

以上、裁判所勧告による和解のため、和解金の額の決定について町立辰野総合病
院設置条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。原案可決いただき
ますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田（8番）

さきほど説明されましたように、当事者の苦しみからすれば時間的な経過は
トゥー・レイトだったと思いますけれども、今回の決断は評価したいと思います。
それで1つ質問させていただきます。訴訟費用の額と出所について、ご説明願いた
いと思います。

○辰野病院事務長

訴訟費用につきましては、双方が持つということになっております。

○岩田（8番）

額と出所についてです。

○辰野病院事務長

一般的に申されます訴訟費用というのは、印紙の貼付の額になりますので52万
4,000円と解釈してます。

○議 長

ほかにございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 6 号損害賠償の額の決定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。日程第 9、議案第 7 号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成22年度辰野町一般会計補正予算（第 6 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は給与費の調整、辰野病院への負担金太陽光発電システム設置補助、自然環境整備支援事業、予備費の増額などの補正予算であります。この補正総額は 3 億 4,633 万 2,000 円の増額であり、予算総額は 85 億 7,359 万 1,000 円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては地方特例交付金、普通交付税及び県支出金などの増額、国庫支出金の減額補正であります。歳出につきましては総務費をはじめとする給与費の調整であります。総務費では弁護士費用、23年 4 月執行の県議会議員選挙費、財政調整基金への積立及び住民票などのコンビニ交付に係る経費等の補正であります。民生費では、介護保険会計への繰出金の減額、妊婦一般健診助成等の増額等の補正であります。衛生費では太陽光発電システム設置補助金、辰野病院への負担金、福寿苑への繰出金等の補正であります。農林水産業費では、農地利用集積円滑化団体への交付金、地域果実振興総合対策事業補助金などの補正であります。商工費では、しだれ栗監視カメラ設置工事等の補正であります。土木費では、道路改良・舗装工事の増額、地域活力創造交付金事業の減額などの補正であります。教育費では、川島小学校の放送設備の取換工事、西小学校の水道料、幼稚園就園奨励費補助金、要保護児童の就学奨励費及び埋蔵文化財発掘事業の補正であります。

以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第10、議案第8号平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第8号平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので、収入は第1款水道事業収益を14万円減額し3億1,594万6,000円としました。内訳は営業収益で14万円を減額し3億1,066万2,000円といたしました。支出につきましては第1款水道事業費用で14万円を減額し3億1,594万6,000円とし、内訳は営業費用で14万円を減額し2億6,392万4,000円といたしました。2ページをご覧ください。資本的支出を補正するものでございます。支出は第1款資本的支出で240万円を追加し1億4,190万1,000円としました。内訳は建設改良費で240万円を増額し、7,076万円といたしました。6ページ補正予算明細書をご覧ください。収入で営業収益の内、その他営業収益で水道資材売却代を14万円減額いたしました。7ページをご覧ください。支出では、原水及び浄水費で給料ほかを210万円増額し、修繕費を230万円増額いたしました。職員の人事異動による給料の増額、及び羽北低区水源の電気制御盤の修繕、交換が主なものでございます。配水及び給水費で修繕料を110万円増額しました。これは伊那富橋に添架してあります水道管の修繕料でございます。総係費では、給料他を697万9,000円減額し負担金を150万円増額しました。職員の人事異動による給料ほかの減額、及びクリプトスポリジウム水質検査負担金の増額でございます。8ページをご覧ください。建設改良費の内、湯舟PC配水池更新事業費を240万円増額しました。これは取得する事業用地の分筆及び所有権移転の登記事務委託料でございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 8 号平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり可決されました。日程第 11、議案第 9 号平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 9 号平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万 9,000 円追加しまして歳入歳出予算の総額を 4,798 万 5,000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入は水道使用料を 310 万円減額いたしました。7 ページをご覧ください。基金繰入金を 237 万 5,000 円追加いたしました。8 ページをご覧ください。繰越金を 154 万 4,000 円追加しました。続いて 7 ページをお願いします。歳出の主なものは総務費の内、総務管理費の負担金、補助及び交付金を76万円追加しました。これはクリプトスポリジウムの検査を町水道協会に委託する負担金の増額によるものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 9 号平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第12、議案第10号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第10号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ484万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,741万6,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入では県補助金を100万円増額いたしました。これは下水道全体計画見直し業務委託補助金でございます。7ページをご覧ください。基金繰入金を1,488万6,000円減額いたしました。8ページをご覧ください。繰越金では前年度繰越金を904万円増額いたしました。9ページをご覧ください。歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。公共下水道総務費の給料ほかは職員の人事異動に伴う減額でございます。水処理センター管理費の工事請負費を250万円増額しました。これは宮木城前、宮木東町のマンホールポンプの更新工事分でございます。公共下水道事業費では委託料を250万円増額しました。下水道全体計画の見直し業務委託が主なものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

10ページにあります全体計画の見直し、それから何か6ページにも全体計画という言葉が出てきましたけれども、この全体計画というのは何を意味するのかお聞きします。

○建設水道課長

下水道の関係につきましては全体計画を5年毎に見直しをしているわけでございまして、来年度平成23年度がその時期にあたるわけでございますけれども、県の方からの指示によりまして1年前倒しでもってお金を200万円ほど付けてくれるということの中で、県の方からの県支出金として100万円を増額いたしました。それに

よりまして事業費として 200 万円を全体計画の見直し業務の委託料として計上したわけであります。具体的内容につきましては現在の沢底の農集排、あるいは北部の農集排を将来的には公共につないでいくというような、そんな形の中の全体計画の見直しをしていく予定でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○船木（7 番）

はい。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第11号平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,606万円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入では県補助金で188万円を減額しました。これは事業費確定によります県補助金の減額補正でございます。7ページをご覧ください。基金繰入金で30万3,000円を減額いたしました。8ページをご覧ください。繰越金を170万4,000円増額いたしました。9ページをお願いします。歳出で主なものにつきましては、農業集落排水総務事務費で委託料を188万6,000円減額いたしました。これは農業集落排水処

理施設機能診断委託料及び最適整備構想策定委託料の確定による減額補正でございます。

以上、提案理由を説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第11号平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第14、議案第12号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第12号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,492万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,164万5,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の国庫負担金、特定健康診査等負担金につきましては平成21年度の追加交付金8万9,000円の増額補正でございます。7ページの療養給付費等交付金は、概算額の通知によりまして4,130万7,000円の増額補正でございます。次に8ページの繰越金は、前年度繰越金1,352万5,000円の増額補正でございます。次に歳出につきまして9ページをご覧ください。総務費、運営協議会費でございますが、国保税率につきまして協議をいただく中で開催回数が増加したため、2万1,000円の増額補正でございます。続きまして10ページをご覧ください。保険給付費、療養諸費でございますが歳入の療養給付費等負担金の増額に伴う3,500万7,000円の財源組み替えと、退職被保険者等療養費の伸びによりまして一般被保険者療養費との予算組み替え90万円

でございます。高額療養費は一般被保険者 4,800 万円と11ページ退職被保険者等 540 万円ともに高額療養費が当初見込より大幅に伸びていることによる増額でございます。12ページをご覧ください。保健事業費、疾病予防費でございますが、人間ドックの受診が昨年より伸びておりまして、補助金 150 万円の増額補正でございます。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第12号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号平成22年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第13号平成22年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。1ページをご覧ください。第2条収益的収入であります。病院事業収益1億円の増額補正であります。合計17億5,525万1000円あります。1億円は一般会計からの繰入金であります。支出、病院事業費用1,259万8,000円増額し、18億9,763万2,000円とするものであります。5ページをお開きいただきたいと思います。支出の方であります。給与費につきましては人事院勧告に伴うものと職員の異動等による増減であります。6ページあります。04報酬15万4,000円の増額あります。病院建設委員会を設置したための報酬の増であります。材料費につきましては薬品費で1,800万増額になっておりますが、昨年21年度から使い始めた薬品、抗がん剤であります。その増額の補正であります。経費につきまし

ては07、08電気使用料、プロパン代、単価の高騰によるものであります。7ページをご覧くださいと思います。委託料の増につきましては整形外科、産婦人科を中心とした委託代務料が増えたものによる、それと若干単価を上げましたので委託料の増になっております。

以上、提案説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第16、議案第14号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

議案第14号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。今回は歳入歳出それぞれ360万円の追加補正であります。歳入歳出の総額を2億5,650万8,000円とするものであります。それではその内容を申し上げます。6ページの歳入をご覧ください。まず歳入につきましては繰入金として一般会計より繰入をいただき360万円を増額補正するものであります。次に7ページをご覧ください。歳出の内、一般管理費ですが給料、職員手当等につきましては人事院勧告により減額するものであります。また共済費につきましては共済組合負担金率の率改定による増額分であります。工事請負費につきましては電話設備入替工事と入浴室の入浴リフト故障によるリフト交換設置工事であります。最後に8ページの予備費をご覧ください。これは総務管理費で発生した減額分について、予備費に組み込み増額補正するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第17、議案第15号平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第15号平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）につきまして提

案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,517万3,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入では雑入を5万円の増額でございます。次に7 ページをご覧ください。歳出であります。総務費の内、一般管理費では給料、職員手当、共済費の増減額につきましては職員異動及び、人勸による給料改定によるものでございます。委託料、公課費は不用減額であります。次に維持管理費では各科目とも不用減額でございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号平成22年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第16号平成22年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ84万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,467万6,000円とするものでございます。内容につきまして6 ページをご覧ください。歳入の繰入金でございますが、こちらは一般会計からの繰入金で給与改定等による113万7,000円の減額、並びに基金繰入金54万9,000円の減額でございます。7 ページをご覧ください。繰越金でございますが、前年度繰越金の確定による253万円の増額でございます。次に歳出でございますが8 ページをご覧ください。総務管理費の一般管理費で

ございますが143万7,000円の減額でございます。これは給与改定に伴う人件費の減額でございます。介護認定審査会費は認定調査の増加に伴う臨時職員の賃金30万円の増額でございます。9ページをご覧ください。サービス等諸費では前年度繰越金確定による介護給付費準備基金繰入金との財源組替でございます。10ページをご覧ください。地域支援事業費は包括的支援事業・任意事業費4万7,000円の人件費の増額でございます。11ページをご覧ください。償還金及び還付加算金193万4,000円の増額は平成21年度介護給付費国庫負担金及び社会保険診療報酬支払基金の返還金でございます。

以上、提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第19、議案第17号辰野町第五次総合計画についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第17号辰野町第五次総合計画につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成23年度から辰野町の行政の総合的かつ計画的な運営を図るため、10年間の計画を策定するものでございます。これは地方自治法第2条4項及び辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。若干内容を説明をさせていただきます。辰野町第五次総合計画は基本構想及び前期5年間の辰野町第五次総合計画前期基本計画から成り立っております。11月の1日の日に全員協議会の中で基本構想案及び前期基本計画素案をお示しし、ご説明をいたしました。基本構想案は中身の若干の表記の統一を行いました。例えばと平仮名で「など」というあるのを漢字の「等」というように表記の統一をしてございまして内容を変更ございません。前期基本計画素案の中で審議会の中で変更がありましたので、その部分のみご説明を申し上げます。まず11ページの用語解説の中で「松くい虫」とあるのを「松くい虫被害」に訂正をいたしました。15ページ5行目「町が河川事業を行う際には親水性に」とありますがこの間へ「行う際には」のうしろに「親水護岸の設置等の」を挿入しております。44ページ3行目をご覧ください。「保険料」を「保険税」に訂正をしております。61ページの

10行目をご覧ください。新たに「下水道・浄化槽の正しい使い方の啓発活動を行います。」を追加をいたしました。65ページ2行目をご覧ください。「空き家情報等の提供」を「空き家情報の提供等」に変更をいたしました。67ページの用語解説の中に「環境基準」及び「要請基準」を追加をしております。91ページまちづくりの指標の内、補助対象企業者数の現状値を「16」を「12」に目標値「21」を「16」に変更をいたしております。92ページの5行目をご覧ください。「公共の宿泊・入浴施設」と「たつのパークホテル」の間へ「である」を入れまして、「公共の宿泊・入浴施設であるたつのパークホテル」としました。92・93ページ中「荒神山公園」とありますのを「荒神山スポーツ公園」に2箇所訂正をしてございます。113ページの6行目をご覧ください。「公民館講座の充実」のあとへ「広報活動等、」を追加をいたしました。115ページのまちづくり指標の中ですが「図書館利用者数」とあるのを「図書等利用者数」に変更をいたしました。また基本構想と同様、表記の統一を行っております。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第20、議案第18号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第18号辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するために地方自治法第244条2の第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。辰野町旭町介護予防センターにつきまして、平出区へ平成23年1月1日から平成27年3月31日までお願いするものでございます。なお、以後協定により延長することができるというものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げますのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題に

ついて質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号については会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第21、議案第19号湖北行政事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第19号湖北行政事務組合同規約の一部を変更する規約について、提案理由をご説明申し上げます。岡谷市、下諏訪町、辰野町で組織しています湖北行政事務組合における業務の内、「水道用水供給事業」は平成4年に受水計画が策定されましたが平成14年に当時の田中県知事による下諏訪ダム建設中止の表明に伴い、平成20年5月に岡谷市、下諏訪町から湖北行政事務組合に対して、受水申込の取り下げの意向が示されました。これを受け湖北行政事務組合では、事業の廃止に向けた事務手続きを国・県と進めてまいりましたがここで事業廃止に必要な準備が整い、今年度末を目処に精算・事業廃止の手続きが可能となりました。この手続きを踏まえ、事業の廃止に向けて湖北行政事務組合の規約の変更が必要となることから、組合の構成団体である岡谷市、下諏訪町、辰野町において「水道用水供給事業」の事業廃止に伴う協議を求められたことによりまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号湖北行政事務組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。日程第22、議案第20号上伊那広域連合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第20号上伊那広域連合格約の一部を変更する規約につきまして、提案理由を説明申し上げます。上伊那広域連合格約の一部を変更することにつきましては、地方自治法第291条の11の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。内容を説明申し上げます。今回の変更につきましては、視聴覚ライブラリーの事務を広域連合から上伊那地方視聴覚教育協議会に移管する、というものでございます。「視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務」を削っていくものでございます。第4条中第13号「視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務」を削りまして第14号を13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、第5条中第11号を削り、この第11号は第4条の視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務と同じでございます。削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ別表では、第12項を削りまして第13項から18項までを各1項ずつ繰り上げるものでございます。施行時期は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第20号上伊那広域連合格約の一部を変更

する規約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号土地の取得についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第21号土地の取得につきまして、提案理由を説明申し上げます。これは平成18年3月に辰野町土地開発公社経営健全化計画を策定していただきまして、この計画によって進めているところでございます。平成22年度までの5年間でございまして今年度は大字伊那富4914番2ほか24筆、9,303.73㎡を2億6,103万1,276円で辰野町土地開発公社から町が取得する契約を締結したいものでございます。土地の詳細を申し上げます。裏面をご覧ください。新町青木原地区につきましては、12筆5,187.89㎡。平出四つ角地区は7筆、110.64㎡。赤羽地区は2筆、325.2㎡。新町後山地区は4筆、3,680㎡であります。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号土地の取得についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号平成22年度新町保育園建設工事(建築主体)請負契約の変更についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第22号平成22年度新町保育園建設工事（建築主体）請負契約の変更につきまして、提案理由を説明申し上げます。平成22年8月9日締結しました、平成22年度新町保育園建設工事（建築主体）請負契約につきまして、請負契約を変更したため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的及び契約の方法、契約の相手方は変更はございません。既契約金額につきましては3億5,385万円。変更契約金額は3億6,613万5,000円で1,228万5,000円の増額でございます。

以上、提案理由を申し上げます。内要につきましては、教育次長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長

それでは新町保育園建設工事、建築主体工事におけます変更工事の内容を申し上げます。変更内容は当該工事の内、造成工事に含まれなかった敷地上段部の駐車場の整備、並びにフェンス及びガードレール等設置工事額の総額をお願いするところでございます。工事の概要につきましては舗装延べ1,291㎡、フェンス37.2m、ガードレール延長151.5mほか駐車場入口門扉、駐車区画線等でございます。

以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（9番）

内容は分かったんですが、その理由って言いますかどうい理由で増工ということになったのかそれをご説明いただきたいと思います。

○教育次長

造成の工事に含まれていませんでした、例えばガードレールですが安全施設として必要でございます。それから上部につきましては舗装の仕様でありませんでした。舗装を地元要望により行うものであります。また上部の敷地が町道の改良によりまして2分されましたので、その残余部分につきまして駐車場として整備をしたいということでございます。

○議 長

ほかにごございますか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号新町保育園建設工事（建築主体）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号町道路線の認定についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第23号辰野町道路線の認定につきまして、提案理由を申し上げます。議案第23号辰野町道路線の認定についての表をご覧ください。6路線の認定をお願いするものでございます。整理番号1、1668号線は上辰野天神原地区の町道認定です。国道153徳本水バイパスの取付道路としまして整備している道路でございます。整理番号2、1669号線は徳本水バイパス完成によりまして旧道となる国道部分の町道認定でございます。整理番号3、1670号線は新町西ヶ丘線の町道認定でございます。22、23年度で道路開設予定でございまして今回交付申請等の事務処理にあたりまして先に町道認定をするものでございます。整理番号4、2449号線につきましては赤羽地区内の町道認定でございまして、過去にホ場整備事業で農道として開設してありましたが、今回町道として認定するものでございます。整理番号5、2450号線につきましては樋口地区内の町道認定でございまして、現在まで赤線いわゆる認定外道路として利用されてきましたが、2m以上の幅員もございまして今回町道として認定するものでございます。整理番号6、1671号線につきましては民間業者が宮木の旧美鈴工学跡地を宅地分譲地として開発しまして、その中の町道用件を満たす道路を町に寄付されたので今回町道として認定するものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、予めその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表朗読)

○議長

以上、陳情3件につきましては、所管の委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11．閉会の時期

12月3日 11時 32分 散会